認知症初期集中支援推進事業について

平成27年 11月2日(月) 地域包括ケア推進課



認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) 厚労省HPより

~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~の概要

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに 増加 2012(平成24)年 462万人(約7人に1人) ⇒ (新) 2025(平成37)年 約700万人(約5人に1人)
- ・認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていく ことができるような環境整備が必要。

新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で 自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

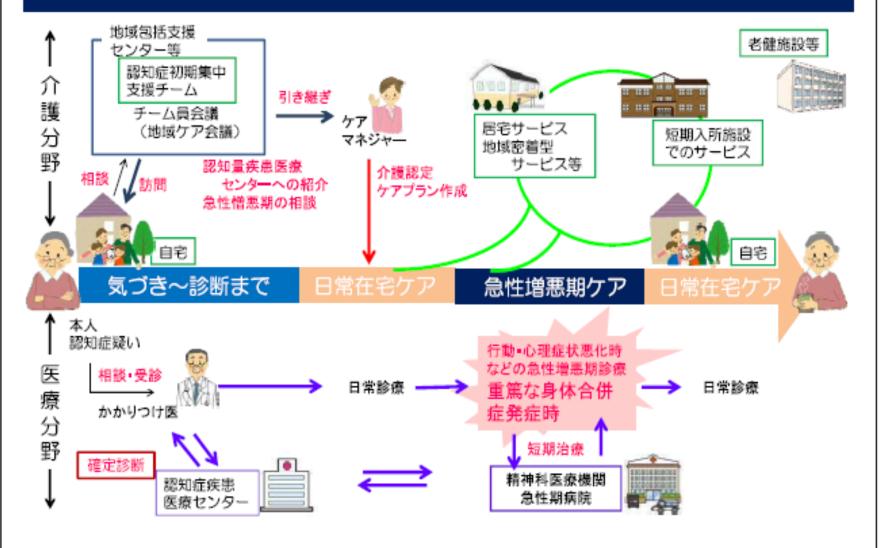
- 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は 介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

0

柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供>
- ③若年性認知症施策の強化
- 4認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等 の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

認知症 ケアパスの概念図



当事業が開始されるに至った背景

- ①早期対応の遅れから認知症の症状が悪化し、 行動心理症状が生じてから、医療機関を受診し ている例が散見される。
- ②ケアの現場での継続的なアセスメントが不十分 であり、適切な認知症ケアが提供できていない。
- ③これまでのケアは、認知症の人に「危機」が生じて からの「事後的な対応」が主眼となっていた。

平成26年「認知症初期集中支援チーム員養成研修」テキストより

認知症初期集中支援 推進事業とは(1)

【目的】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人とその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

【支援チームの定義】

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム

認知症初期集中支援 推進事業とは(2)

【事業内容】

- ①普及啓発推進事業 地域住民や関係機関、関係団体に対し,支援チームの役割 や機能について広報活動を行う。
- ②認知症初期集中支援の実施 対象者の把握、情報収集、アセスメント、家庭訪問、 チーム員会議、支援、関係機関との連携、モニタリング 記録
- ③「認知症初期集中支援チーム検討委員会」の設置 支援チームの設置及び活動状況について検討し、地域の 関係者や関係機関と一体的に事業を推進するための合意を 得る場

認知症初期集中支援推進事業とは(3-1)

【チーム員の配置人数と職種】

- ●以下の条件を全て満たす専門職2名以上
 - 「保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神福祉士、社会福祉士 介護福祉士」等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
 - 認知症ケア実務経験3年以上又は在宅ケア実務3年以上を有する者
 - 「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修 得するものとする。
 - ※ただし、やむを得ない場合には、「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

認知症初期集中支援推進事業とは(3-2)

【チーム員の配置人数と職種】

- 日本老年医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の 鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師 のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。 ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認める こととする。
- ・日本老年医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の 鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師 であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの
- ・認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事して 経験を有するもの(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている 場合に限る)

認知症初期集中支援 推進事業とは(4)

【訪問支援対象者】

40歳以上で、在宅生活をしており、 かつ 認知症が疑われる人又は認知症の人

- ア) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、 または中断している者
 - 認知症疾患の臨床的診断を受けていない
 - 継続的な医療サービスを受けていない
 - 適切な介護保険サービスに結びついていない
 - 診断されたが介護サービスが中断している
- イ)医療サービス、介護サービスは受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、 対応に苦慮している事例

【初回訪問時の支援内容】

- 1, 認知症初期集中支援チームの役割と計画的関与を行う ことの説明 チームができることについてわかりやすく提示
- 2, 基本的な認知症に関する情報提供
- 3, 専門機関への受診が本人, 家族にとってメリットがあること について説明
- 4,介護保険サービス利用が本人、家族にメリットがあることに ついての説明
- 以下は個別事例ごとに優先順位をつけ、可能な範囲で実施
- 5, 本人への心理的サポートとアドバイス
- 6、家族への心理的サポートとアドバイス
- 7. 具体的な各機関との連絡調整

【チーム員会議の開催】

いつ行うのか

初回訪問終了後 必須 介護保険サービス引継ぎ前 必須 その間は随時

メンバー

認知症専門医を含むチーム員 必須 必要に応じて 地域包括支援センター職員 かかりつけ医, 担当する介護支援専門員 市町村関係課等

会議の内容

アセスメント内容の総合チェック



専門医療機関への紹介の必要性の検討、

受診に向けた適切な方法の検討

本人の状態にあった介護保険サービスの導入に向けた検討, 助言



初期集中支援計画の検討

【初期集中支援の終了】

・チーム員会議にて判断

訪問支援対象者のそれぞれの支援方針(=初期集中支援 計画に基づいた, チームとしての遂行業務について, 一定 程度の目的が達せられたことなどを判断された場合に, 終了

 \downarrow \downarrow

通常は医療・介護サービスへの引継ぎとなることが想定

地域包括支援センターや担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で、対象者への何らかの支援やサービス投入が円滑に引き継がれていくことを前提として、引継ぎとその後のモニタリングに関する規定を設定

新潟市認知症初期集中支援 推進事業について



【事業委託の経緯】

認知症対策の地域支援体制を推進していくうえで, 重要となる医療や介護 サービス及び地域の支援機関との連携の中心となり、勉強会等積極的に 事業を実施している認知症疾患医療センターに事業の実施を委託

【チーム設置場所】

認知症疾患医療センター「総合リハビリテーションセンターみどり病院」 認知症疾患医療センター「白根緑ヶ丘病院」

【対象区域】

「総合リハビリテーションセンターみどり病院」は中央区「白根緑ヶ丘病院」は南区

平成27年度

事業スケジュール



時 期	
平成27年6月	認知症初期集中支援推進事業実施機関決定 認知症疾患医療センター「総合リハビリテーションセンターみどり病院」 認知症疾患医療センター 「白根緑ヶ丘病院」
7月	● 第1回 関係者勉強会(16日) ● 第2回 関係者勉強会(28日) (認知症疾患医療センター・中央区,南区健康福祉課・中央区圏域,南区圏域地域包括支援センター・こころの健康センター・地域医療推進課・地域包括ケア推進課)
8月	○チーム員研修受講(22~23日)
9月	○チームワーキング会議
10月	○チームワーキング会議
11月	○チームワーキング会議
12月	●事業委託契約 ○チーム員研修受講(5~6日)
平成28年1月	事業実働開始
2月	
3月	○第3回 関係者会議(経過報告・課題等検討) ¹⁴